

平成 26 年 4 月 24 日  
本 部 事 務 局

## 琵琶湖・淀川流域対策の検討について（案）

昨年の台風 18 号による被害を契機とした連合委員会での議論や、関西防災・減災プラン風水害対策編（H26 年 3 月連合委員会協議事項）を踏まえ、琵琶湖総合開発事業などこれまでの取組の経緯や、流域における土地利用の変化とこれに伴う地域の災害リスクの変化も考慮しつつ、流域の様々な課題や、今後の取組の方向性等について、有識者による研究会を設置し、検討を行う。

### 【検討事項】 \* 当面、次の検討を行う

- ① 琵琶湖・淀川水系の河川管理に係る課題整理と認識共有
  - ◆ 流域の概要と管理に係る歴史的経緯
  - ◆ 琵琶湖総合開発事業の概要と流域を取り巻く環境の変化
  - ◆ 台風 18 号による被害状況と顕在化した課題（琵琶湖、宇治川、桂川等）



### 上記の検討結果と構成団体間の合意に基づき、次の段階へ（平成 27 年度以降を想定）

- ② 現行の淀川水系河川整備計画の検証
  - ◆ 主な事業の進捗状況と今後の展望
  - ◆ 現行整備計画の課題
    - 「川の中」の対策だけでよいのか
- ③ 統合的流域管理の可能性の検討
  - ◆ 「川の外」を含めた治水対策
    - 「総合的な流域治水について、その推進方策について検討」
  - ◆ 利水や河川環境（水質、生態系、景観、水辺空間、土地利用、水源地域、生活文化等）の現状と課題の整理、政策の方向性。
    - 特に、自治体であるがゆえの横連携の可能性を探る。
  - ◆ 望ましい管理のために、どのような体制やガバナンスが求められているのか

### 【新たな展開】 \* 検討結果に基づき、新たな取組へ

- ◆ 研究の進展に即して、制度改正など国への提言を実施
- ◆ 新しい上下流連携のあり方、広域連合としての新たな施策の企画立案 など

## 【検討体制】

- 有識者 5 名程度の研究会を設置
  - ◆ 河川、防災、環境等の専門家で構成（構成団体の推薦を得る）
  - ◆ 常設委員以外の専門家は、ゲスト・スピーカーで対応。
  - ◆ 地方整備局、流域団体などの実務者もゲスト・スピーカーとして招聘。
  
- 研究会事務局は本部が担当
  - ◆ 構成団体（特に流域団体）の河川担当部局、広域防災局の協力※を得る。  
※例：事務局への参画（兼務）
  - ◆ 事務局会合へのオブザーバー参加など、流域連携団体（奈良県、三重県）に配慮する。
  
- 近畿地方整備局をはじめとする実務者との連携
  - ◆ 会合への招聘(上記参照)のほか、実務者との勉強会や現地調査を実施する。
  
- 連合委員会へ逐次報告・協議を行い、研究内容について共有
  
- 流域市町村との連携
  - ◆ 当面、定例化している関係市町村との意見交換会も活用し、連携を図る。
  - ◆ 将来においては、検討への流域市町村の参画も視野に入れる。

## 【スケジュール】

26年 4月	連合委員会（検討方針・検討体制について合意）	
6月	連合議会議決（関西防災・減災プラン(風水害対策編)） 検討体制の発足 上記①を検討	} 逐次、連合委員会等へ 報告・議論・実施
12月	報告案（中間報告案）取りまとめ	
27年 1月	上記②以降の検討へ進むかどうか協議・判断	